

ID: 50

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課 歴史みらい館

| | | | |
|---|-----------------|----------------|-------|
| 処分の概要 | 特別展観覧料の免除 | | |
| 例規名 根拠条項 | 村田町歴史みらい館条例 第6条 | | |
| 例規番号 | 平成6年条例第1号 | | |
| 【基準】 | | | |
| 第6条及び村田町歴史みらい館管理運営規則第8条の規定による。 (特別展観覧料の免除) | | | |
| 第6条 次の各号のいずれかに該当する者については、特別展観覧料を免除することができる。 | | | |
| (1) 教育課程に基づく学習活動として観覧する村田町内の学校等の児童・生徒及び引率者 | | | |
| (2) その他教育委員会が適当と認めた者 | | | |
| (特別展観覧料の免除) | | | |
| 第8条 条例第6条第2号の規定により、特別展観覧料を免除することができる者は、次のとおりとする。 | | | |
| (1) 町及び町の教育機関が主催する講演会、講習会又は研究会に参加するため入館する者 | | | |
| (2) 町及び町の教育機関が主催して行う施設見学の一環として入館する者 | | | |
| (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の事由があると認めた者 | | | |
| 2 特別展観覧料の免除を受けようとする者は、あらかじめ特別展観覧料免除申請書(様式第2号)により町長に申請し、その承認を受けなければならない。 | | | |
| 標準処理期間 | 3日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月2日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |